

# 厚生労働大臣の定める院内掲示（令和7年4月1日現在）

## 南三陸病院

### ◆ 看護に関する事項

(1) 当院は地域包括ケア病棟入院料1及び療養病棟入院基本料2を届出している病院です。

#### ア 一般病棟

1日に8人以上の看護職員と4人以上の看護助手が勤務しており、時間毎の看護職員及び看護助手の配置は次のとおりです。

★日勤（8:30から17:15）は看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内で、看護助手1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

★夜勤（16:45から8:45）は看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

#### イ 療養病棟

1日に6人以上の看護職員及び看護助手（みなしを含む）が勤務しており時間毎の看護職員及び看護助手の配置は次のとおりです。

★日勤（8:30から17:15）は看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内で、看護助手1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

★夜勤（16:45から8:45）は看護職員1人当たりの受け持ち数は19人以内で、看護助手1人当たりの受け持ち数は45人以内です。

(2) 当院においては、患者様の負担による付添看護を行っていません。

### ◆ 届出に関する事項

当院は次の施設基準を東北厚生局に届けております。

(1) 基本診療料の施設基準

◎機能強化加算

◎初診料（歯科）の注1に掲げる基準

◎歯科外来診療医療安全対策加算1

◎歯科外来診療感染対策加算1

◎療養病棟入院基本料2

◎救急医療管理加算

◎診療録管理体制加算3

◎療養環境加算

◎療養病棟療養環境加算1

◎医療安全対策加算2

◎医療安全対策地域連携加算2

◎感染対策向上加算3

◎連携強化加算

◎サーベイランス強化加算

◎データ提出加算1

◎入退院支援加算2

◎入院時支援加算

◎認知症ケア加算3

◎協力対象施設入所者入院加算

◎地域包括ケア病棟入院料1

◎看護職員配置加算

◎看護補助体制充実加算3

◎看護職員夜間配置加算

(2) 特掲診療料の施設基準

◎がん性疼痛緩和指導管理料

◎二次性骨折予防継続管理料2

◎二次性骨折予防継続管理料3

◎夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算2

◎ニコチン依存症管理料

◎がん治療連携指導料

◎薬剤管理指導料

◎医療機器安全管理料1

◎歯科治療時医療管理料

◎在宅患者歯科治療時医療管理料

◎別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院

◎在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

◎精密触覚機能検査

◎CT撮影及びMRI撮影

◎脳血管リハビリテーション(Ⅲ)

◎運動器リハビリテーション(Ⅲ)

◎呼吸器リハビリテーション(Ⅰ)

◎歯科口腔リハビリテーション料2

◎人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）

◎導入期加算1

◎透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

◎下肢末梢動脈疾患指導管理加算

◎歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算

◎CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

◎歯科技工加算1及び2

◎上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）

◎下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）

◎医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術

◎胃瘻造設時嚥下機能評価加算

◎クラウン・ブリッジ維持管理料

◎歯科矯正診断料

◎顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）

◎外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

◎歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

◎入院ベースアップ評価料55

(3) 入院時食事療養費に係る費用の額の算定に関する基準

◎入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)

### ◆ 入院時の食事に関する事項

当院では入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### ◆ 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### ◆ 保険外負担に関する事項

当院では、下記事項の費用については、使用量や利用回数に応じて実費の負担をお願いしております（消費税込価格）。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での徴収は一切行なっていません。

項目	単位	金額
診断書・証明書	1件につき	550円～11,000円
X線フィルムコピー	1件につき	実費額

項目	単位	金額
ガーゼ寝巻き	1枚につき	1,760円
死体処置料	1回につき	5,500円

### ◆ 特定療養費に関する事項

特別の療養環境の提供（消費税込価格）

種別	部屋数	金額（一日当たり）	部屋番号
特別室	4室	3,050円	特室1号・特室2号・療特1号・療特2号
個室	10室	1,020円	101号・102号・103号・105号・106号・107号・108号・110号・111号・112号

※ 他の病床が満床の場合など、緊急に使用する場合には、この限りではありません。

◆ **長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）に関する事項**

令和6年度診療報酬改定に伴い長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の保険給付の在り方が見直され、令和6年10月1日より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に消費税を加えた額）をお支払いいただきます。 ※ 医師が医療上必要と判断した場合はこの限りではありません。

◆ **教育研修指定**

協力型臨床研修施設

◆ **主な施設認定**

保険医療機関、労災保険指定医療機関、指定自立支援医療機関（育成医療）、指定自立支援医療機関（精神通院医療）、身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関、生活保護法指定医療機関、結核指定医療機関、指定小児慢性特定疾病医療機関、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく指定医療機関、特定疾患治療研究事業委託医療機関、在宅療養支援病院、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る指定医療機関

◆ **医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則の4を含む）の実施件数（令和6年1月から12月）**

- (1) 区分1に分類される手術 前年1月から12月までの実施件数0件
- (2) 区分2に分類される手術 前年1月から12月までの実施件数0件
- (3) 区分3に分類される手術 前年1月から12月までの実施件数0件
- (4) 区分4に分類される手術 前年1月から12月までの実施件数0件
- (5) その他の区分に分類される手術 前年1月から12月までの実施件数0件

◆ **機能強化加算に関する事項**

地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じて以下のような対応を行っています。

- ◎他の医療機関の受診状況及び処方されている医薬品の把握、服薬管理
- ◎専門医師又は専門医療機関への紹介
- ◎健康診断の結果等の健康管理に係る相談
- ◎保健・福祉サービスに係る相談
- ◎診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供

※ 厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

◆ **歯科初診料の注1に関する事項**

口腔内で使用する歯科医療機器について、患者さんごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じています。

◆ **歯科外来診療医療安全対策加算1に関する事項**

自動体外式除細動装置（AED）、経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）、血圧計、救急蘇生セットを保有し、偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、院内医科部門との連携体制を確保しています。

◆ **医療安全対策加算2に関する事項**

医療安全管理者等による相談及び支援が受けられます。患者相談窓口までお声がけください。

◆ **介護保険施設等との連携に関する事項**

当院では、以下の介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変等に対応しております。

協 力 対 象 施 設		
◎特別養護老人ホーム慈恵園	◎介護老人保健施設ハイム・メアーズ	◎グループホームリアスの丘
◎特別養護老人ホームいこいの海・あらと	◎介護老人保健施設歌津つつじ苑	◎グループホームはまゆり
◎介護老人保健施設はまなすの丘	◎小規模多機能ホーム南三陸	

◆ **ニコチン依存症管理料に関する事項**

禁煙外来を行っており、保険診療にて投薬等が可能です。

※ 予約制となっておりますので診療をご希望の方は受付にご相談ください。なお、敷地内は禁煙です。

◆ **生活習慣病管理料に関する事項**

処方について、以下の対応が可能となっております。

- ◎28日以上長期処方
- ◎リフィル処方箋の交付

※ 当該対応については患者さんの状態に応じて医師が判断し、可能と判断された場合、主に長期処方を行っております。

◆ **一般名処方加算に関する事項**

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

その一つとして、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること）を行っています。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。

◆ **下肢末梢動脈疾患指導管理加算に関する事項**

慢性維持透析を行っている患者さんに対し下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を行っており、専門的な治療が必要と判断した場合はその旨をご説明し同意をいただいた上で、専門的な治療体制を有している連携医療機関へご紹介しております。

連携医療機関：独立行政法人 地域医療機能推進機構 仙台病院

◆ **有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算1及び2に関する事項**

院内に歯科技工士を配置しており、患者さんの求めに応じて迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されています。